

旅行条件書（募集型企画旅行契約／宿泊のみ・船舶付共通）

この旅行は、株式会社こうづしま観光公社（以下「当社」）が企画・実施する国内旅行であり、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。本書面は旅行業法第12条の4および第12条の5に定める書面を兼ねます。本旅行条件は、別途当社が定める標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

第1条 お申し込み方法および契約の成立

- ① 当社は、所定の方法（ウェブ申込み、電話、電子メール等）により旅行契約の申込みを受け付けます。
- ② 本旅行契約は、当社が申込みを承諾した旨を通知した時に成立するものとします。
- ③ 旅行代金の支払方法は、各プランごとに表示された方法（事前決済または現地決済）によるものとします。
- ④ 当社が申込金を収受しない場合は、旅行代金全額をもって申込金に代えるものとし、標準旅行業約款に定める申込金受領時の契約成立規定は、本条第②項の定めにより読み替えるものとします。
- ⑤ オンラインにより事前決済が行われる場合は、当該決済が完了した時点で契約が成立するものとします。
- ⑥ 現地決済を選択された場合であっても、取消料は本条件書の定めに従い発生します。

第2条 旅行代金のお支払い

旅行代金は当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

支払方法は以下のいずれかとします。

- ① クレジットカード等による事前オンライン決済
- ② 現地決済
- ③ 当社が指定する方法

※プランにより支払方法が異なります。予約時に表示される条件が適用されます。

第3条 旅行代金に含まれるもの

旅行日程表に明示された以下の費用

- ① 宿泊費
- ② 食事代（明示されている場合）
- ③ 船舶運賃（交通を含むプランの場合）
- ④ 消費税等諸税

※入湯税、追加飲食代、個人的費用は含まれません。

第4条 旅行内容の変更

天災地変、気象条件、運送機関・宿泊機関の事情その他やむを得ない事由により、旅行日程・宿泊施設・船便等を変更する場合があります。

重要な変更が生じた場合は、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別表第二に基づき変更補償金を支払います。

第5条 当社による契約解除

当社は、標準旅行業約款の定めに基づき、次の場合には旅行開始前に契約を解除することがあります。

1. 最少催行人数に満たない場合
2. 天災地変、運送機関の停止その他やむを得ない事由により旅行の実施が不可能となった場合

この場合、既に収受した旅行代金は全額返金いたします。

第6条 取消料（お客様による解除）

お客様はいつでも旅行契約を解除することができます。

その場合、標準旅行業約款別表第一（国内旅行）に定める取消料を申し受けます。

取消日 取消料

21日前まで 無料

20日前～8日前 20%

7日前～2日前 30%

前日 40%

当日 50%

旅行開始後・無連絡不泊 100%

※取消日は以下の基準によります。

- ・電話：当社営業時間内（8：30-17：30）に受付した日
- ・メール・WEB：当社が受信した日

※オンライン事前決済の場合、所定の取消料および決済手数料を差し引いた額を返金します。

※現地決済プランの場合、取消料は当社または宿泊機関が指定する方法によりお支払いいただきます。

第7条 台風・荒天等による船舶欠航について

船舶を含むプランにおいて、台風・強風・高波その他不可抗力により船舶が欠航となった場合は、標準旅行業約款第13条（不可抗力）に基づき取り扱います。

1. 往路欠航により旅行開始が不能となった場合、無手数料で解除でき、既受領金は全額返金します。
2. 復路欠航により延泊が必要となった場合、延泊費用は現地にて実費精算となります。
3. 船会社が正式に欠航を決定する前にお客様の判断で取消される場合は、通常取消料の対象となります。

第8条 お客様の責任

お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様に損害の賠償をしていただきます。

第9条 添乗員

添乗員は同行いたしません。各機関の利用手続きはお客様ご自身で行っていただきます。

第10条 特別補償

当社は標準旅行業約款特別補償規定に基づき補償金および見舞金を支払います。

第11条 個人情報

取得した個人情報は、宿泊機関・運送機関への手配および連絡のために利用いたします。

第12条 基準日

本条件書は令和8年1月1日現在の法令に基づき作成しています。